

75 75期リレーエッセイ



会員 齊藤 晃大

約半年の弁護士業務で感じたこと

1 自己紹介

私は、平成8年に京都市で生まれ、育ちました。その後、法科大学院進学の際に神戸に引っ越し、司法修習生になった際に福井へ引っ越し、修習を終えて弁護士登録をした際に東京に引っ越ししてきました。

このように、私は関西方面でずっと過ごしてきました。一方で、私が小学生の頃、父親は東京に単身赴任をしており、私は数ヶ月に一度、家族でよく東京の父親のもとに遊びに行っていたこともあって、将来一度は東京に住んでみたいと思っていました。

また、私は小学5年生の頃に弁護士になりたいと思い、それから長年の間、弁護士という職業は将来の夢でした。

そんな私が、弁護士になってから感じたことを書きたいと思います。

2 事案ごとに最善の解決策が異なること

私の事務所は、学校関係の事件が割合多いですが、その他にも通常の企業法務や一般民事と呼ばれる事件もあり、様々な種類の事件を担当しています。その中でも、入所直後に担当することとなった事件を1つ紹介します。

担当することになったのは、債権回収の事件でした。この事件では、すでに債務名義はあるものの、債務者の銀行口座の所在が一切わからないことから、債務者の銀行口座の所在を調査して差し押さえることを依頼されました。また、この事件では、依頼者の資力の関係もあり、可能な限り費用がかからない方法で債務者の銀行口座を調査することが求められました。

このような依頼を受けて私は、弁護士会照会以外で何か方法がないか調査をしました。調査を進める中で、修習生の頃、裁判所の保全執行の事件を見たときに、銀行から預金口座の有無についての回答を得ている

記録を見たこと、書記官の方から令和2年施行の民事執行法で債務者の財産開示に関する手続きが変わったと教えてもらったことを思い出しました。

改めて手続きについて調べたところ、「第三者からの情報取得手続き」であることが判明し、費用についても調べたところ、弁護士会照会よりも比較的少ない費用で債務者の銀行口座等の情報を調査できることがわかりました。

その後、第三者からの情報取得手続きを申し立てたところ、債務者の銀行口座が判明し、無事に債権を一部回収することができました。

弁護士になるまでの司法試験や二回試験においては、依頼者の資力に重点を置くことなく、何が最善の解決策かということを考えてきました。しかし、実務では、依頼者あつての事件なので、当然依頼者が事件処理にかかる費用を支払うことができるかということも考慮しなければならぬ難しさを感じました。また、この事件のように、条件が付けば、事案ごとに何が最善の解決策であるかは変わってくることから、柔軟に対応することが必要であると感じました。

3 新人弁護士ができること

私がこれまで数ヶ月間、弁護士業務をする中で、実務的な知識や経験などについては実力不足であることを痛感する場面は多々あり、この点については一生懸命に日々の業務に取り組まなければならないと感じています。一方で、「第三者からの情報取得手続き」のように比較的新しいことについては、新人弁護士であっても努力次第では、一定程度役に立つことができるのではないかと思います。私は、まだまだ未熟ですが、いち早く一人前の弁護士になれるように、精一杯努力していきたいと思っています。